

北海道告示第10824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年3月19日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年11月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭川ショッピングセンター パワーズ  
旭川市永山11条4丁目120-36

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社富士管財 代表取締役 小川 諭一  
旭川市3条通19丁目1157番地2

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,222平方メートル

(変更後) 1,102平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

(イ) 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

(4) 変更する年月日

平成29年11月2日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社AOKIホールディングス	代表取締役 青木 彰宏	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎 中央24-1
有限会社パワーズ薬局	代表取締役 清水 雅寿	旭川市永山11条4丁目119-51
株式会社Coo&RIKU東日本	代表取締役 大久保 浩之	東京都足立区鹿浜4丁目1-8

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 225台

(イ) 駐輪場の収容台数 10台

(ウ) 荷さばき施設の面積 72平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 20立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社AOKIホールディングス	午前10時	午後8時
有限会社パワーズ薬局	午前9時	午後6時
株式会社Coo&RIKU東日本	午前11時	午後8時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後8時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所（出入口1箇所、入口3箇所、出口2箇所）

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成29年11月1日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年11月17日（金）から平成30年3月19日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については旭川市へ問い合わせること。